

相続税・贈与税

医業継続に係る相続税の納税猶予制度の延長

制度の概要【相続税】

〔改正前〕

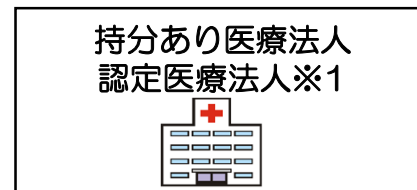


出資者
死亡

相続人

出資持分に
係る相続税
負担が発生

〔平成26年改正〕



出資者
死亡

相続人

相続人に発生する出資
持分に係る相続税を移行
計画の期間満了まで
納税を猶予

※1 認定医療法人とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画について、認定制度の施行の日（平成26年10月1日）から令和2年9月30日までに厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

移行期間

相続人が持分のすべてを放棄

持分なし医療法人



相続人

猶予税額を
免除

（出典）厚生労働省資料を加筆修正

個人（以下「相続人」といいます）が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、相続人が納付すべき相続税額のうち、認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画の期間満了まで納税を猶予し、その期間内に相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

適用時期

令和5年9月30日まで延長

医業継続に係る贈与税の納税猶予制度の延長

制度の概要【贈与税】

[改正前]

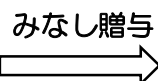
持分あり医療法人



出資者



持分放棄



他の出資者



経済的利益に係る
贈与税負担が発生

[平成26年改正]

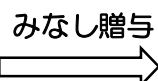
持分あり医療法人
認定医療法人※1



出資者



持分放棄



他の出資者



経済的利益に係る贈与税
を移行計画の期間満了ま
で納税を猶予

※1 認定医療法人とは、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画について、認定制度の施行の日（平成26年10月1日）から令和2年9月30日までに厚生労働大臣の認定を受けた医療法人をいいます。

移行期間

他の出資者が持分の
すべてを放棄

持分なし医療法人



他の
出資者



猶予税額を
免除

(出典) 厚生労働省資料を加筆修正

持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額（経済的利益）に相当する額の贈与を受けたものとみなして（みなし贈与）、他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人であるときは、担保の提供を条件に、他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額が免除されます。

適用時期

令和5年9月30日まで延長

相続税・贈与税 その他延長・拡充等及び新設

延長・拡充等

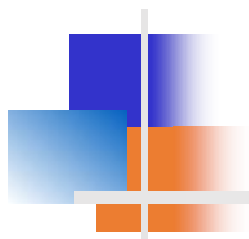
- (1) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、都市計画法の改正を前提に、特例適用農地等の範囲に、三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地で、地区計画農地保全条例（仮称）により制限を受ける一定の地区計画の区域内に所在するものが追加されます。
- (2) 相続税の物納の特例について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものが追加されます。
- (3) 認定NPO法人について、関係法令の改正によりいわゆるパブリック・サポート・テスト要件の総収入金額及び受入寄附金総額から民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額を除外する等の措置が講じられた後も、引き続き相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となります。

新 設

- (1) 相続税について確定拠出年金法等の改正を前提に、加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金制度から通算企業年金制度への年金資産の移換を可能とする見直しに伴う所要の措置が講じられます。
- (2) 相続税・贈与税における次に掲げる届出書等について、貸借対照表・損益計算書の添付を要しないこととなります。
 - ①非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予における継続届出書等
 - ②担保が保証人（法人）の保証である場合における延納申請書
 - ③非上場株式を物納する場合における物納申請書

適用時期

明記なし



個人所得課稅

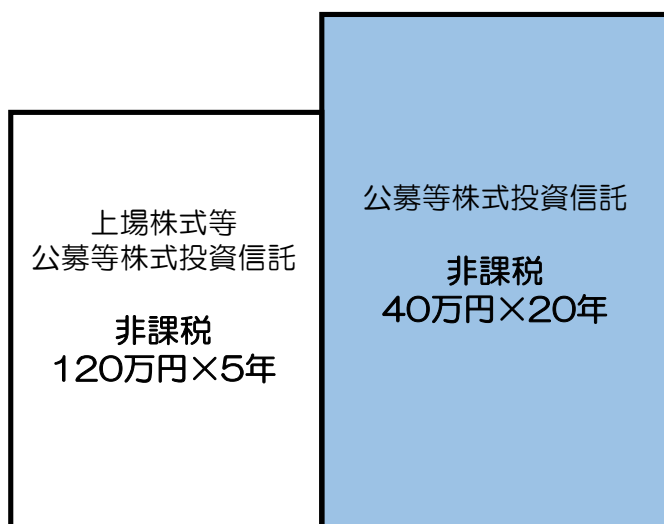
少額投資非課税制度（NISA）が新制度へ（所得税）

ポイント

年120万円を上限に、運用益が5年間非課税になるNISAが令和6年から新制度に移行します。また、積み立て型の「つみたてNISA」は期限が延長されます。

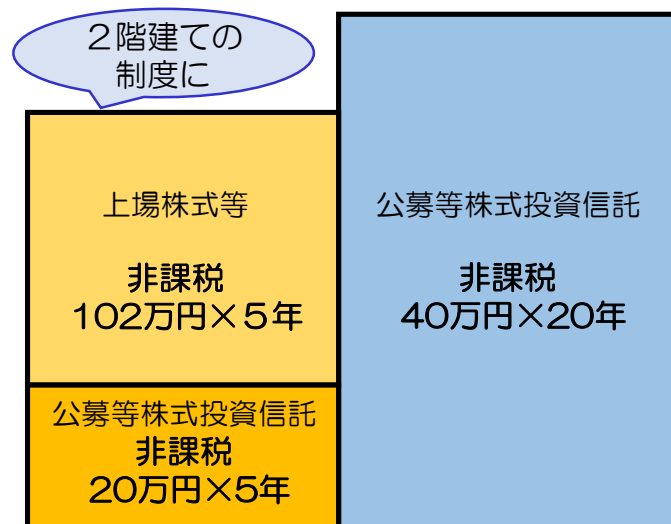
改正内容

現行



一般NISA (令和5年まで) or つみたてNISA (令和19年まで)

改正案（令和6年以降）



新NISA (令和6年～令和10年) or つみたてNISA (令和24年まで5年延長)

※ ジュニアNISAは延長せず、令和5年末で終了

(出典：財務省資料を一部加工)

その他金融・証券税制：①エンジェル税制の見直し

ポイント

少額投資家へのエンジェル税制の普及を促進するため、利便性が向上する見直しがおこなわれます。

改正内容

現行

優遇措置A・・・一定のベンチャー企業への投資額につき、その年の総所得金額から控除できます。
 優遇措置B・・・一定のベンチャー企業への投資額につき、その年の他の株式譲渡益から控除できます。

改正案

1. エンジェル税制対象企業の証明を行える者が拡大されます。

○法定の項目に拠らず「成長性」を確認し、エンジェル税制対象企業の証明を行える者
 認定ファンド + 認定クラウドファンディング業者（追加）

○上記の民間による証明の対象となる優遇措置類型
 優遇措置B + 優遇措置A（追加）

2. 【優遇措置A】事業化まで長期に渡って研究開発を続けるベンチャー企業に対する資金供給が強化されます。

法定の「成長性」確認項目

設立1年目

- 研究者又は新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員、従業員の10%以上（最初の事業年度が経過している会社は以下の要件も満たす必要あり）
- 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字

設立2年目

- 新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員、従業員の10%以上又は試験研究費等が収入金額の3%超
- 【改正案：5%超】
- 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字

設立3年目

- 売上高成長率25%超又は試験研究費等が収入金額の3%超
- 【改正案：5%超】
- 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字

設立4, 5年目

- 試験研究費等が収入金額の5%超
- 前事業年度までの営業活動によるキャッシュフローが赤字

新たにエンジェル投資の対象に
 （現行：設立3年未満が対象）

※1 【改正案】投資家ごとの年間控除対象限度額を1,000万円から800万円に変更
 ※2 「新事業活動従事者」とは、新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や、新規製品やサービスの広告宣伝や市場調査の企画を行う者をいう。

（出典：財務省資料を一部加筆）

適用時期

控除対象限度額の引下げ：令和3年1月1日から適用

その他金融・証券税制：②法人番号等の告知の簡素化

ポイント

法人番号等の告知制度について次の措置が講じられます。

改正内容

1. 法人が告知等をする場合に、告知等を受ける者が法人番号公表サイトを利用して告知等をする法人の名称、本店等の所在地及び法人番号を確認したときは、告知等をする法人は、本人確認書類の提示が不要となります。
 - (1) 利子、配当等の受領者の告知
 - (2) 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
 - (3) 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出
 - (4) 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
 - (5) 交付金銭等の受領者の告知
 - (6) 償還金等の受領者の告知
 - (7) 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
 - (8) 先物取引の差金等決済をする者の告知
 - (9) 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
 - (10) 国外送金等をする者の告知書の提出
 - (11) 国外証券移管等をする者の告知書の提出
2. 法人が告知等をする場合に、告知等を受ける者が、一般財団法人民事法務協会のインターネット登記情報提供サービスを利用して告知等をする法人の名称及び本店等の所在地を確認したときは、告知等をする法人は、登記事項証明書の提示が不要となります。
3. 法人が告知等をする場合に、その告知等を受ける者が、その告知等をする法人の法人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、告知書等への告知をする法人は、法人番号の記載が不要となります。

改正内容

■ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の拡充

1. 特定口座で保管ができる上場株式等に、下記の3つが追加されます。

- (1) 居住者等有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等
- (2) 居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合においてその居住者等がその発行人等から取得する上場株式等で、その上場株式等と引換えにする払込み又は給付を要しない場合の上場株式等
- (3) 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対する非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座でその設定の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

2. 次に掲げる書類は、提出に代えて電磁的記録での提供ができるようになります。

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| (1) 特定口座源泉徴収選択届出書 | (6) 非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書 |
| (2) 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書（※） | (7) 未成年者口座内上場株式等の未成年者口座から特定口座への移管依頼書 |
| (3) 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書 | (8) 営業所の移管又は勘定の設定若しくは廃止に係る特定口座異動届出書 |
| (4) 特定管理口座開設届出書 | (9) 特定口座継続適用届出書 |
| (5) 相続上場株式等移管依頼書 | (10) 特定口座廃止届出書 |
| | (11) 特定口座開設者死亡届出書 |

（※） 上記1（2）の改正は、会社法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する上場株式等について適用

■ 暗号資産デリバティブ取引に係る措置

1. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用対象から、暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等が除外されます。⇒**総合課税**に改正

2. 暗号資産デリバティブ取引から生じた**損失は繰越控除ができなくなります。**

3. 暗号資産デリバティブ取引業者等は、暗号資産デリバティブ取引の差益等決済により確定した損益に関する**支払調書**をその差金等決済があった日の翌年1月31日までに、税務署長への提出が必要となります。

※ ただし、資金決済法等改正法の施行の日から令和2年12月31日までの間の暗号資産デリバティブ取引の差金等決済は、支払調書の提出は不要（この期間内の暗号資産デリバティブ取引の差金等決済は、先物取引の差金等決済をする者の告知も不要）

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

（所得税・個人住民税）

ポイント

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するため、次の措置が講じられます。

改正内容

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用し、条件は死別・離別の場合と同様とします。

未婚のひとり親が、その者と生計を一にする子（※1）を有しており、かつ合計所得金額（※2）が500万円以下である場合には、その者のその年分の総所得金額等から35万円（住民税は30万円）が控除されます（※3）。

2. 寡婦（寡夫）控除の見直し

扶養親族その他その者と生計を一にする子（※1）を有する寡婦の要件に、寡夫と同じ所得制限（合計所得金額（※2）500万円以下）が設けられます（※3）。

寡夫が生計を一にする子（※1）を有している場合の控除額（現行：所得税 27万円、住民税 26万円）については、子ありの寡婦（所得税 35万円、住民税 30万円）と同額に引き上げられます（※3）。

※1 総所得金額等の合計額が48万円以下である子に限ります。

※2 住民税の場合は前年の金額

※3 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外

なお、扶養親族がない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（いずれも合計所得金額（※2）500万円以下）については、現行どおりとなります。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

（所得税・個人住民税）

改正内容

現行

<寡婦控除>

扶養親族	扶養対象	本人 合計所得金額	死別	離婚
有	子	500万円以下	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)
	子以外		27万円 (26万円)	27万円 (26万円)
	(区別なし)	500万円超	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)
無		500万円以下	27万円 (26万円)	—
		500万円超	—	—

<寡夫控除>

扶養親族	扶養対象	本人 合計所得金額	死別	離婚
有	子	500万円以下	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)
	子以外		—	—
	(区別なし)	500万円超	—	—
無		500万円以下	—	—
		500万円超	—	—

改正案

<寡婦控除>⇒未婚のひとり親も対象・寡夫控除と同じ所得制限

扶養親族	扶養対象	本人 合計所得金額	死別	離婚	未婚
有	子	500万円以下	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)
	子以外		27万円 (26万円)	27万円 (26万円)	—
	(区別なし)	500万円超	—	—	—
無		500万円以下	27万円 (26万円)	—	—
		500万円超	—	—	—

<寡夫控除>⇒未婚のひとり親も対象・控除額を寡婦と同額に

扶養親族	扶養対象	本人 合計所得金額	死別	離婚	未婚
有	子	500万円以下	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)
	子以外		—	—	—
	(区別なし)	500万円超	—	—	—
無		500万円以下	—	—	—
		500万円超	—	—	—

※ 上段は所得税、下段カッコ書きは個人住民税

適用時期

令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用
（給与所得者については令和2年分の年末調整において適用）

未婚のひとり親及び寡婦（寡夫）に対する個人住民税の非課税措置

（個人住民税）

ポイント

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しに伴い、個人住民税の非課税措置も見直されます。

改正内容

個人住民税の非課税対象者が、以下のとおり見直されます。

現行	寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の者
改正案	・見直し後の寡婦又は寡夫（※2） ・未婚のひとり親でその者と生計を一にする子（※1）を有する者（※2） これらの者のうち前年の合計所得金額が135万円以下の者

※1 前年の総所得金額等の合計額が48万円以下である者に限ります。

※2 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外

適用時期

令和3年度分以後の個人住民税について適用

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

ポイント

所得税の扶養親族の判定において、国外居住親族の所得要件等が見直されます。

改正内容

現行

◆所得税の扶養控除

- ・16歳以上の生計を一にする親族等で、合計所得金額38万円以下の者を有する場合⇒1人につき38万円を所得控除

<国外居住親族の場合>

非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

⇒国外で一定以上の所得を稼得している親族でも、国内源泉所得が38万円以下であれば扶養控除の対象になってしまう



改正案

【国外居住親族に係る扶養控除の適用要件】

- | | | |
|----------|---|---------------------|
| 【現行】 | ⇒ | 【改正案】 |
| ・年齢16歳以上 | | ・年齢16歳以上29歳以下、70歳以上 |

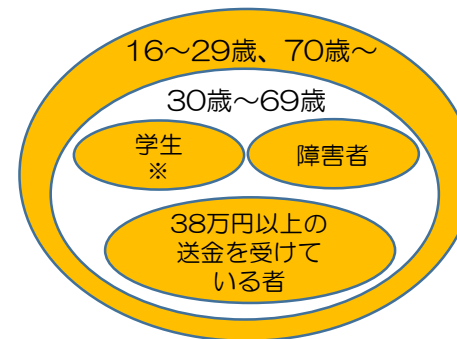
・ただし、30歳以上69歳以下の者であっても、以下の者は扶養控除の適用対象とできる。

- (1) 留学ビザのコピーを提出した者(※)
- (2) 障害者控除を受けている者
- (3) 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

・年齢以外の要件(親族の範囲等)については現行制度から変更なし

ここを見直し

改正案のイメージ



(出典：財務省)

適用時期

令和5年分以降の所得税について適用

国外財産調書制度等の見直し

ポイント

適正な課税に必要な情報開示を促す観点から、国外財産調書制度等が見直されます。

改正内容

項目	改正案
1. 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載の柔軟化	相続開始年分の国外財産調書については、相続国外財産を記載しないで提出することができることとなります。この場合、国外財産調書の提出義務の判定においてもその相続国外財産を除外して判定することとなります。 (財産債務調書における相続財産についても同様)
2. 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し	(1) 国外財産調書の提出が無い場合等の加重措置の適用対象に、相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合が追加されます。 (2) 次のいずれかに該当する場合には、加算税の加重措置は適用しないこととなります。 ① その年12月31日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合 ② その年12月31日において相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合 (記載不備の場合を含む)

国外財産調書制度等の見直し

改正内容

項目	改正案
<p>3. 過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し</p>	<p>2. の適用の判定の基礎となる国外財産調書については下記のとおりとなります。</p> <p>(1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置 次に掲げる国外財産調書のいずれか（財産債務調書における相続財産についても同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書 ②相続人の相続開始年分の国外財産調書 ③相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書 <p>(2) 加算税の加重措置 上記①～③に掲げる国外財産調書の全て</p>
<p>4. 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設</p>	<p>国外財産を有する者が、国税庁等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類のうち、その者が通常保存し、又は取得することができるものと認められるものの提示等を求められた場合における、一定期間内に提示等をしなかったときの加算税の軽減措置及び加重措置の適用については下記のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その国外財産に係る加算税の軽減措置は適用されません (2) その国外財産に係る加算税の加重措置については、その加算する割合は10%（適用前加算割合：5%）となります。 <p>※1 上記（2）については、上記2.（2）①～②に該当する場合には、その加算する割合が5%（適用前加算割合：なし）となります。</p>

適用時期

令和2年分以後の所得税、国外財産調書、財産債務調書又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用

確定申告書に係る添付書類等の簡素化①（医療費控除）

ポイント

医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について簡素化されます。

改正内容

項目	改正案
1. 医療費控除の添付書類	<p>現行の医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付（※1）ができることとなります。</p> <p>（1）審査支払機関（※2）の医療費の額等を通知する書類 （2）医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの</p> <p>※1 マイナポータルを使用して取得する審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁気記録の送信をもって、当該書類の添付に代えることができます。 ※2 審査支払機関…社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会</p>
2. e-Taxの場合	<p>次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとなります。</p> <p>（1）医療保険者の医療費の額等を通知する書類 （2）審査支払機関の医療費の額等を通知する書類</p> <p>※ 確定申告期限等から5年間は、その送信に係る事項の確認ができる書類の保存が必要</p>

適用時期

令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用

確定申告書に係る添付書類等の簡素化②（収入金額・寄附金控除）

ポイント

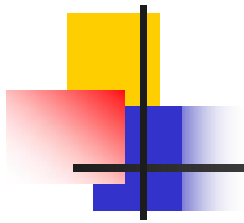
各種所得に係る収入金額、寄附金控除の確定申告書の添付書類について簡素化されます。

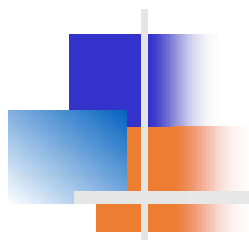
改正内容

項目	改正案
1. 各種所得に係る収入金額の支払者	支払者が法人である場合には、現行の支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができることとなります。
2. 寄附金控除の添付書類	特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等に代えて、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとなります。 ※ 特定寄附仲介事業者…地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者

適用時期

令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用





土地住宅税制

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

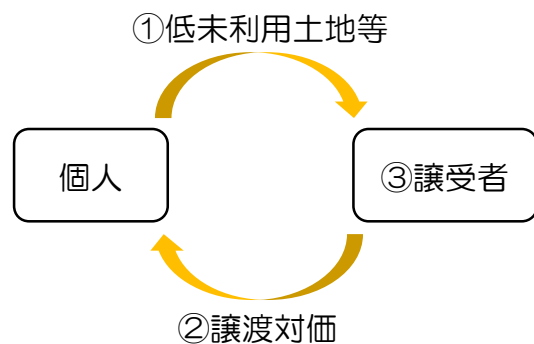
(所得税・住民税)

ポイント

個人が都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利（低未利用土地等）を譲渡した場合で一定の要件を満たすときには、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円の控除ができる制度が創設されます。

改正内容

【概要】



課税譲渡所得金額＝長期譲渡所得－特別控除

最大100万円の特別控除（※1）

【適用要件】

次のすべての要件を満たす必要があります。

① 低未利用土地等の要件

- ・都市計画区域内にある低未利用土地等であること及びその譲渡後の利用について市区町村の長の確認がされていること（※2）
- ・譲渡をおこなう年の1月1日において所有期間が5年を超えていること
- ・適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年にこの制度の適用を受けていないこと

② 譲渡対価の要件

- ・その上にある建物等を含めた譲渡対価の額として一定の額が500万円以下

③ 譲受者の要件

- ・譲受者がその個人の配偶者その他一定の特別な関係にある者ではないこと

※1 長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には長期譲渡所得の金額が限度

※2 低未利用土地等の定義等は、大綱に明記無し

適用時期

土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間の譲渡について適用

配偶者居住権等が消滅した場合の取得費等 (所得税・住民税)

ポイント

配偶者居住権等が消滅等をした場合の譲渡所得の計算上控除する取得費について、計算方法が明確化されます。

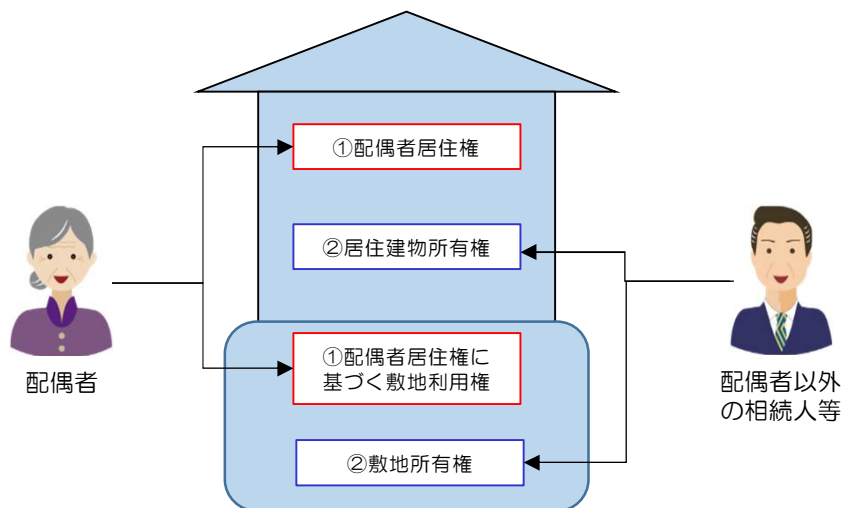
改正内容

①配偶者居住権等（配偶者居住権又は配偶者敷地利用権）が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の計算方法は、以下の通りとなります。

居住建物等（※1）の取得費（※2）× 配偶者居住権等割合（※3）－ 設定から消滅等までの期間に係る減価の額

②相続により居住建物等を取得した相続人が、配偶者居住権等が消滅する前に居住建物等を譲渡した場合に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費の計算方法は、以下の通りとなります。

居住建物等（※1）の取得費（※4）－ 配偶者居住権等の取得費（※5）



※1 配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等

※2 建物の取得費については、取得の日から配偶者居住権の設定の日までの期間に係る減価の額を控除した金額

※3 配偶者居住権等割合＝

$$\frac{\text{設定時における配偶者居住権等の価額に相当する金額}}{\text{設定時における居住建物等の価額に相当する金額}}$$

※4 建物の取得費については、取得の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除した金額

※5 配偶者居住権の設定の日から譲渡の日までの期間に係る減価の額を控除した金額

配偶者居住権とは

平成30年7月公布の改正民法において創設され、令和2年4月1日に施行されます。

配偶者居住権…配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物について、終身又は一定の期間、無償で使用できる権利

- **相続税の課税対象**
- 第三者への譲渡は禁止
- 配偶者の死亡時等に権利は消滅
- 登記により第三者に対抗（配偶者短期居住権にはなし）
- 配偶者は①から③のいずれかの方法により配偶者居住権を取得
 - ①遺産分割協議書 ②遺贈（死因贈与を含む） ③家庭裁判所の審判

配偶者短期居住権…相続開始時から少なくとも6ヶ月間は自宅に無償で住み続ける権利 ⇒ **相続税の課税対象外**

留意事項

合意や放棄等により配偶者居住権が消滅した際に、建物等所有者が対価を支払わなかったとき、又は著しく低い対価を支払ったときは、当該配偶者から贈与（※1）により取得したものと取り扱われます（相続税基本通達9-13の2）。

※1 贈与の対象となるのは、その消滅直前の配偶者居住権等の価額に相当する利益に相当する金額（対価の支払いがあった場合には、その価額を控除した金額）

適用時期

明記なし

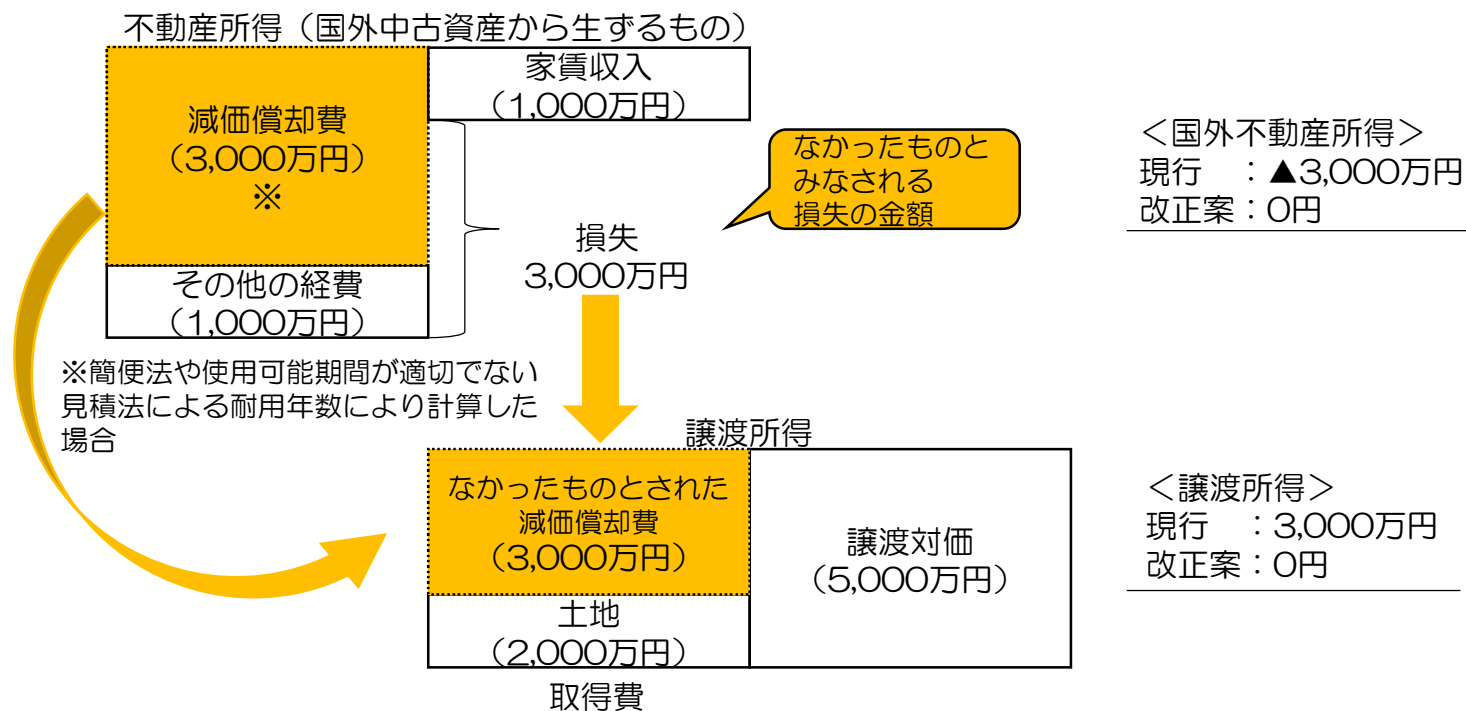
国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設 (所得税・住民税)

ポイント

国外中古建物から生じる不動産所得について、損益通算等の特例が創設されます。

改正内容

国外中古建物の不動産所得・譲渡所得の計算例



国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設

(所得税・住民税)

1. 個人が国外中古建物(※1)から生じる不動産所得を有する場合に、その年分の国外不動産所得の損失があるときは、その国外不動産所得の損失の金額(※2)のうち**国外中古建物**の償却費に相当する部分の金額は、生じなかったものとみなされます。

※1 国外中古建物

…不動産所得の計算上建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているもの

(1) 簡便法

①法定耐用年数の全部を経過した資産・・・法定耐用年数×20%

②法定耐用年数の一部を経過した資産・・・(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%

(2) 見積法

その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法

(耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他その使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く)

※2 国外不動産所得の損失の金額

…不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額

(その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生じる不動産所得の金額がある場合には、その損失の金額をその国外にある不動産等から生じる不動産所得の金額の計算上、控除してもなお控除しきれない金額)

2. 上記1の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記1.によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額が除かれます。

適用時期

令和3年以後の各年において国外中古建物から生じる不動産所得の損失について適用

譲渡所得等の特例の延長・縮減 (法人税・所得税・住民税)

ポイント

譲渡所得等の特例等の適用期間の延長・縮減されるものは次のとおりです。

改正内容

項目	延長・縮減期間
(1) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例における適用停止措置	3年延長
(2) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	2年延長
(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	2年延長
(4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	2年延長
(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長について、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上、その適用期限を延長 ①都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡 ②都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（都市計画法の開発許可又は土地区画整理法の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限る）を行う者に対する土地等の譲渡	3年延長

適用時期

- (1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日
- (2)、(3)、(4) 令和2年1月1日から令和3年12月31日
- (5) 令和2年1月1日から令和4年12月31日

所有者不明土地等に係る課税上の対応（固定資産税）

ポイント

所有者不明土地等について、使用者を所有者とみなした固定資産税の課税ができることとなります。

改正内容

項目	改正案
(1) 現に所有している者の申告の制度化	<ul style="list-style-type: none">市町村長は、その市町村内の土地又は家屋の登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合には、その土地又は家屋を現に所有している者（現所有者）に、条例により、その現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとなります。 <p>※ 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則が設けられます。</p>
(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大	<ul style="list-style-type: none">市町村は、一定の調査（※1）を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとなります。使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨がその使用者に通知されます。 <p>※1 住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査</p>

適用時期

- (1) 令和2年4月1日以降の条例の施行の日以降に現所有者であることを知った者について適用
- (2) 令和3年度以降の年度分の固定資産税から適用

居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し

ポイント

新規住宅をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日に属する年から3年目に該当する年中に従前住宅等を譲渡した場合において、下記（1）から（4）の特例の適用を受けるときは、住宅ローン控除の適用を受けることができなくなります。

改正内容

【居住用財産の譲渡所得の特例】

- （1）居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）
- （2）居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- （3）特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- （4）既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

【新築住宅への居住が先行した場合】

	居住年	1年目	2年目	3年目
新築住宅	住宅ローン控除適用可	住宅ローン控除適用可	住宅ローン控除適用可	①住宅ローン控除適用不可
従前住宅等	譲渡特例不可（※1）	譲渡特例不可（※2）	譲渡特例不可（※2）	②譲渡特例適用可

【現行】

- ① 新築住宅：住宅ローン控除の適用可
- ② 従前住宅：居住用財産の譲渡所得の特例適用可

【改正案】

上記②の適用を受けた場合には、上記①の適用不可

※1 住宅ローン控除を受けずに譲渡特例を適用することも可能

※2 住宅ローン控除を不適用とする修正申告を提出し、譲渡特例を適用することも可能

【旧住宅の譲渡が先行した場合】

	2年前	1年前	居住年
新築住宅	—	—	住宅ローン控除不可
従前住宅等	譲渡特例適用可	譲渡特例適用可	譲渡特例適用可

適用時期

令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用（所得税・住民税）

租税特別措置等の新設・延長①（固定資産税・都市計画税、不動産取得税、登録免許税）

ポイント

租税特別措置等の適用期間の新設・延長は次のとおりです。

改正内容

【固定資産税・都市計画税】

項目	新設・延長
(1) 都市再生特別措置法の改正を前提に、市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域（仮称）内の一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の2分の1とする特例措置	令和4年3月31日まで（新設）
(2) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、首都直下地震緊急対策区域を対象地域に追加し、地震防災対策強化地域を対象地域から除外	3年延長
(3) 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(4) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(5) 耐震改修等を行った住宅に対する次の措置 ① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置 ② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置 ③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置	2年延長
(6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された既存家屋（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったもの及び住宅を除く）について、政府の補助を受けて、耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、その旨を市町村に申告した場合に係る固定資産税の税額の減額措置	3年延長

租税特別措置等の新設・延長②（固定資産税・都市計画税、不動産取得税、登録免許税）

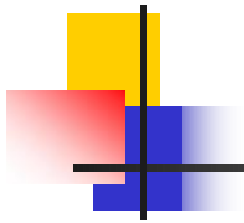
改正内容

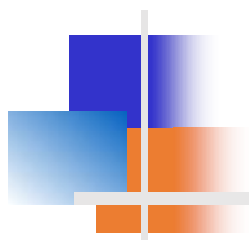
【不動産取得税】

項目	新設・延長
(1) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	2年延長
(2) 都市再生特別措置法の規定による公告があった低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する居住誘導区域又は都市機能誘導区域内にある一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	2年延長
(3) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置	2年延長
(4) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額等の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限	2年延長
(5) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置	2年延長

【登録免許税】

項目	新設・延長
(1) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(2) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(3) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(4) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置	2年延長
(5) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置	2年延長





その他

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の適正化等

ポイント

居住用建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除等について見直されます。

改正内容

項目	改正案
(1) 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の適正化	居住用賃貸建物(※1)の課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用は認められないこととなります。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らか部分については、引き続き仕入税額控除の対象とすることとなります。 上記により仕入税額控除の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、一定期間(※4)までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入税額控除に加算して調整する必要があります。

- ※1 居住用賃貸建物とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかでない建物以外の建物であって高額特定資産(※2)に該当するものをいいます。
- ※2 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産(※3)をいいます。
- ※3 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で、一の取引単位の価額が税抜100万円以上のものをいいます。
- ※4 一定期間とは、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までをいいます。

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の適正化等

改正内容

項目	改正案
(2) 住宅の貸付けに係る消費税の非課税判定	住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税が非課税とされます。
(3) 高額特定資産を取得した場合の措置の対象の追加	高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合が追加されます。

※(3)について、令和2年3月31日に高額特定資産に該当する棚卸資産を所有し、その棚卸資産につき翌期に消費税の仕入税額控除の適用を受けた場合には、以下の判定になります。

平成31年4月1日 令和2年4月1日 令和3年4月1日 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和6年4月1日

×1期 ×2期 ×3期 ×4期 ×5期

現行

免税事業者 課税事業者 免税・簡易適用可 免税・簡易適用可 免税・簡易適用可

改正案

免税事業者 課税事業者 課税事業者 課税事業者 免税・簡易適用可

適用時期

- (1) 令和2年10月1日以後に仕入れを行った場合に適用
ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき仕入れを行った居住用賃貸建物には適用なし
- (2) (3) 令和2年4月1日以後に行われる貸付け及び調整に適用

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

ポイント

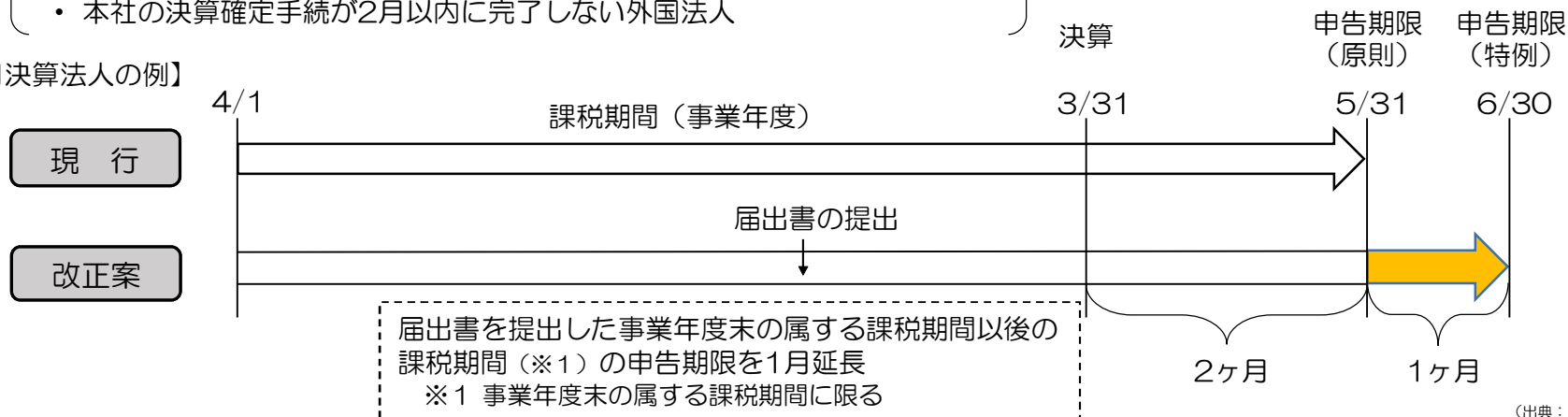
消費税については申告期限の延長の特例制度はありませんでしたが、新しく申告期限の延長の特例制度が創設されます。

改正内容

項目	改正案
(1) 消費税の申告期限延長の特例の創設	法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます。 提出期間が延長された期間の納付については、延長された期間に係る利子税を併せて納付します。

- 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人の例
- ・ 定款等の定めにより2月以内に定時総会が招集されない常況にある法人
 - ・ 本社の決算確定手続が2月以内に完了しない外国法人

【3月決算法人の例】



(出典：財務省)

適用時期

令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用

ポイント

納税者利便の向上及び官民を通じた業務の効率化を図るため、取引から申告・納付に至るまで税務関連手続きの電子化が推進されます。

改正内容

項目	改正案	適用時期
振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化	振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、電子情報処理組織を使用する方法（以下「e-Tax」という）により申請等をおこなうことを可能とするとともに、その振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出に係る情報を送信する際、その申請等をおこなう者の電子署名及び電子証明書の送信が要しないこととされます。	令和3年1月1日以後の申請等について適用
準確定申告の電子的手続きの簡素化	e-Taxによる所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて、申請等相続人（※1）以外の相続人が申告書確認情報（※2）を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書の送信が要しないこととされます。 ※1 電子署名及び電子証明書を送信する相続人 ※2 申請等相続人以外の相続人が、その準確定申告書に記載すべき事項を確認したことを証する電磁的記録	令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合について適用
納税地の異動があった場合の振替納税手続きの簡素化	振替納税をおこなっている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税をおこなう旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対しておこなう申告等については引き続き振替納税を可能とするよう、運用上の対応がおこなわれます。	令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施

改正内容

項目	改正案	適用時期
電子帳簿等保存制度の見直し	<p>国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式によりおこなう取引をいう）をおこなった場合の電磁的記録の保存方法の範囲に、次の方法が追加されます。</p> <p>(1) 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法</p> <p>(2) 電磁的記録について訂正又は削除をおこなった事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除をおこなうことができないシステムを含む）において、その電磁的記録の授受及び保存をおこなう方法</p>	令和2年10月1日から施行
地方税共通納税システムの対象税目の拡大	<p>地方公共団体の収納事務をおこなう地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割が追加され、特別徴収義務者がeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子で申告及び納入をおこなうことができるよう、所要の措置が講じられます。</p>	令和3年10月1日以後に特別徴収義務者がおこなう個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の申告及び納入について適用

国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限の見直し

ポイント

国外取引等については、国際法上の執行管轄権の限界により、情報入手が困難であるのが現状です。そこで更正・決定の期間が延期される特例措置が講じられます。

改正内容

(1) 納税者が、税務当局に指定された期限までに必要な書類を提示・提出せず、税務当局から外国税務当局に対して情報交換（資料の入手及び提供）の要請が行われた場合、現行の期間制限にかかわらず、要請から3年間は更正決定等が可能とされます。

原則（現行）	改正案
更正又は決定に係る国税の法定申告期限から5年 （通則法第70条） （参考） 移転価格税制に関する更正決定等の期間・・・ 法定申告期限から6年（措置法第66条の4） 贈与税に関する更正決定等の期間・・・ 法定申告期限から6年（相法第36条）	次の事由が生じた場合に（1）が適用されます。 ① 国税庁等より納税者が国外取引又は国外財産に関する書類（電磁的書類又はその写しを含む）の提示又は提出を求められる ② ①の要請を受けた納税者が指定された日までに提示又は提出をしなかった（期限は要請日から60日以内） ③ ②の事由により、国税庁長官が租税条約等の相手国等に国外取引又は国外産に関する情報提供を要請 ④ ③により提供があった情報等と、課税標準等又は税額等について非違が認められる場合

(2) 上記（1）に併せて、国外取引等の課税に係る更正決定等により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備がおこなわれます。

適用時期

令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

利子税・還付加算金等の割合の引下げ

ポイント

利子税・還付加算金等の割合について見直されます。

改正内容

【利子税の割合の特例】

所得税法等に規定する利子税の年7.3%の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては利子税の割合は当該「特例基準割合」とされており、その「特例基準割合」に対して引下げがおこなわれます。

利子税	1. 2以外に係るもの	特例基準割合：平均貸付割合＋年1%	利子税特例基準割合：平均貸付割合＋年0.5%
	2. 相続税及び贈与税に係るもの	本則の利子税割合×特例基準割合÷7.3%	本則の利子税割合×利子税特例基準割合÷年7.3%
延滞税	納税の猶予を受けた場合（全額が免除される場合を除く）	特例基準割合：平均貸付割合＋年1%	猶予特例基準割合：平均貸付割合＋年0.5%

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用

利子税・還付加算金等の割合の引下げ

改正内容

還付加算金の割合の特例：各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、利子税の割合の特例に規定する特例基準割合」とされており、その「特例基準割合」に対して引下げがおこなわれます。

項目	現行	改正案
還付加算金	還付加算金特例基準割合：平均貸付割合＋ <u>年1%</u>	還付加算金特例基準割合：平均貸付割合＋ <u>年0.5%</u>

【平均貸付割合】

現行	改正案
各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合	各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合算した割合

- ① 利子税・還付加算金等の割合について0%となることがないように下限を整備するほか、所要の措置が講じられます。
- ② 地方税も同様の取り扱いとされます。

適用時期

令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金について適用

その他の課税関係の整備・適正化等

ポイント

期限到来間際にされた申告に係る加算税の賦課決定期限の整備等がされます。

改正内容

(1) 期限到来間際にされた申告に係る加算税の賦課決定の期限の整備の創設

賦課決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた納税申告書の提出又は納税の告知を受けることなくされた源泉所得税等の納付（調査による更正決定又は納税の告知を予知してされたものを除く）に係る無申告加算税又は不納付加算税の賦課決定について、その提出又は納付がされた日から3月を経過する日までおこなうことができるのとするとともに、これらの賦課決定により納付すべき国税の消滅時効等について所要の整備がされます。

(2) 口頭意見陳述におけるテレビ会議システムの利用

審査請求及び再調査の請求における口頭意見陳述について、一般的な行政不服審査と同様に、テレビ会議システムを用いておこなうことができることとなります。

適用時期

- (1) 令和2年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税に係る加算税について適用
- (2) 令和3年1月1日以後にされる審査請求又は再調査の請求に係る口頭意見陳述について適用

令和2年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 愛知実希、石井学、石山大助、井出幸江、伊藤貴人、遠藤壮一郎、大黒裕子、日下幸史、鈴木隆之、田中宏明、鶴岡拓弥、三門翔太郎、森英亮、安江利哉、山本孝幸
- 〔城 南〕 阿部清久、今井真由三、沖敦、金子勲、蔵方賢治、古閑俊郎、小坂光重、佐澤龍彦、佐々木直美、鈴木光、須藤良明、福原聡、三宅庸介、森川ゆかり、山本健史
- 〔神奈川〕 中村浩之

事務局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子、土田道太
- 〔城 南〕 木屋正樹、矢田真紀、小林浩二

連絡先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子・土田道太
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・矢田真紀・小林浩二

本資料は、令和元年12月12日に公表された「令和2年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、令和2年度に予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。